

介護サービスを受けるには

# 要介護認定の申請が必要です！

平成12年4月よりスタートする介護保険のサービスを利用するには、町の認定を受ける必要があります。介護保険のスタートと同時にサービスが利用できるように、「要介護認定申請」の受け付けを始めております。申請は、本人または家族が申請してください（指定居宅介護支援事業者などに代行してもらうこともできます）。



## こんな状態の人が申請できます

1

一定期間継続して、身じたくや掃除、洗濯、買いもの等といった身の回りのことができず、日常生活を営むうえで支障があると見込まれる状態にある人（こうした状態を「要支援状態」といいます）。

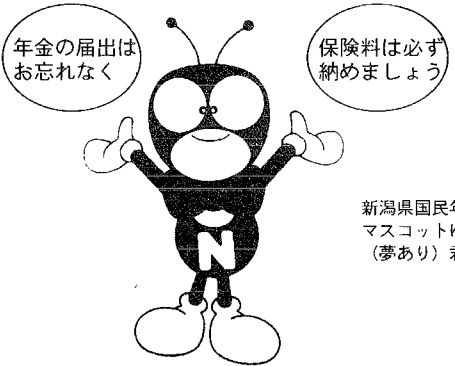
2

からだまたは精神の障害のために、入浴、排せつ、食事等といった日常生活での基本動作が一定の期間に継続して、常時介護が必要と見込まれる人（こうした状態を「要介護状態」といいます）。

3

ただし、40歳から64歳の方は、申請の要支援または要介護状態の原因となった心身の障害が、老化による病気であることが条件とされています。ちなみに老化による病気とは次の病気です。

- ①筋萎縮性側索硬化症、②後縦靭帯骨化症、③骨折を伴う骨粗鬆症、④シャイ・ドレーガー症候群、⑤初老期における痴呆、⑥脊髄小脳変性症、⑦脊柱管狭窄症、⑧早老症、⑨糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、⑩脳血管疾患、⑪パーキンソン病、⑫閉塞性動脈硬化症、⑬慢性関節リウマチ、⑭慢性閉塞性肺疾患、⑮両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



新潟県国民年金マスコットゆめあり（夢あり）君

# ゆめあり通信

## 会社を退職したあなたは国民年金の第一号被保険者です

日本国内に住む、二十歳以上六十歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになります。会社員として厚生年金に加入していた期間は、第二号被保険者として国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めた期間になります。あなたが二十歳以上六十歳未満で退職したときは、役場で必ず国民年金の第一号被保険者の手続きをしなければなりません。老齢基礎年金を受けけるには、国民年金の保険料を納めた期間などが原則として最低でも二十五年以上あることが必要であり、満額の老齢基礎年金を受けけるには二十歳から六十歳までの四十年間の保険料を納めることが必要です。

もしも、保険料を納めた期間などが二十五年に満たない場合は、老齢基礎年金も老齢厚生年金も支給されなくなることがあります。また、国民年金の保険料を未納のままにしていると、万一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがあります。あなたの大切な年金を受け取るため、忙しくても国民年金の手続きを行い、保険料は忘れずに納めましょう。\*「保険料を納めた期間など」・国民年金の保険料を納めた期間（免除期間を含む）・厚生年金や共済組合に加入した期間（昭和六十一年四月一日以後）・任意加入しなかった期間など

国民年金の種別が変わったときは届出が必要です

就職・転職・退職などにより種別が変わったときは、役場への届出が必要です。特に、第三号被保険者の人は本人だけでなく、配偶者の就職・転職・退職などによっても、種別が変わりますので忘れずに届出してください。あなたの大切な年金です。どんなに忙しくても、届出は忘れずに！

## ゆめあり相談室

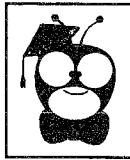
遺族年金と老齢年金の選択について

質問 Q



私は、昭和十五年五月生まれで、夫を亡くし、平成八年八月から遺族厚生年金を受けています。私自身は、現在、国民年金加入中で、過去に厚生年金の加入期間が二十年以上、国民年金も十年以上すべて保険料を納めてきています。60歳から老齢年金を受けられると思いますが、遺族年金と併せて、二つの年金を受けられるのでしょうか。

答え A



公的年金は、一人一年金を原則とし、二つ以上の基礎年金を受けるとはできません。二つ以上の基礎年金を受けられるときは、いずれかの基礎年金を選択することになります。一方、厚生年金は基礎年金

の二階部分として位置付けられているため、基礎年金と支給事由を同じくする年金は基礎年金と併せて受けられますが、それ以外は重複して受けることはできません。ただし、例外として次のような組み合わせがあります。あなたの場合、60歳から65歳になるまでの間は、遺族厚生年金と特別支給の老齢厚生年金のどちらか一方を選択して受けることとなります。（図A）

